

令和4年2月9日

北海道飲食店感染防止対策認証制度
認証事業者 各位

北海道経済部
経済企画局経済企画課参事

北海道の飲食店における対象者全員検査制度の登録について

日頃より、道の新型コロナウイルス感染症対策につきまして、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、道では、飲食店の事業者の皆様が、入店者等の利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、まん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和する「ワクチン・検査パッケージ制度」を運用しており、この適用により、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食回避が要請されている場合でも、人数上限なく会食が可能となっているところです。

この度、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、「ワクチン・検査パッケージ制度」とともに、対象者全員に検査を行い、利用者の陰性の検査結果を確認することで同様の行動制限の緩和を受けること(以下、「対象者全員検査制度」という。)が可能とされました。

この制度が適用されるのは、道に登録された店舗に限られますが、手続きの簡略化のため、ワクチン・検査パッケージ制度の登録をもって当該制度の登録を行ったものとして取り扱うこととしますので、お知らせします。

このため、対象者全員検査制度の適用を希望される認証事業者につきましては、北海道のワクチン・検査パッケージ制度に登録していただく必要がありますので、ご承知願います。(既にワクチン・検査パッケージ制度に登録済みの場合、追加の手続きは不要です)。

※ 現在、北海道では「ワクチン検査パッケージ制度」及び「対象者全員検査制度」につきまして、いずれも適用しておりません。